

令和4年度「みえの防災大賞」募集要領

1 目的

三重県では、県民の防災・減災意識の向上を図り、「防災の日常化」(※)の定着を進めることで、県内の防災活動が持続性のあるものとして展開され、県民が主体となった活動がより活性化することを目指しているところです。

「みえの防災大賞」は、県内各地で自主的な防災活動に取り組まれている団体を表彰し、これらの活動を県民の皆さんに広く知っていただくことにより、災害に強い三重づくりを進めることを目的としています。

※「防災の日常化」とは、災害への備えが特別な活動ではなく、日々の生活と一体となった活動となることです。

2 表彰の対象

自主的な防災活動に取り組む三重県内の自主防災組織(自治会を含む)、事業所、学校、子ども会、老人クラブ、ボランティア団体等

なお、次の活動は対象外とします。

- (1) 業界団体を含む事業者が、その主たる事業の目的を達成するために行っている活動
- (2) 消防団単独での活動
- (3) 個人による活動(個人での応募はできません。)

※過去に「みえの防災大賞」を受賞した団体は、応募できません。また、過去に「みえの防災奨励賞」、「みえの防災特別賞」を受賞した団体は応募できますが、過去に受賞した賞と同じ賞を受賞することはできません。

3 表彰の内容

「みえの防災大賞」(1団体)表彰状及び副賞

「みえの防災奨励賞」(5団体以内)表彰状及び副賞

※上記以外に、他の団体でも特に参考となる活動を行っている団体を「みえの防災特別賞」として表彰する場合があります。

4 応募・推薦の方法

応募または候補団体を推薦しようとする方は、次の書類を下記11の提出先に提出してください。

なお、提出資料はお返しできませんので、ご承知おきください。

- (1) みえの防災大賞応募(推薦)様式 1部
 - ・様式は県ホームページに掲載するほか、県庁防災対策部、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、各市町防災担当課等で配布します。
- (2) 活動を示す資料(様式任意) 1部
 - ・活動内容のわかる写真等の添付をお願いします。
 - ・資料の枚数制限は、A4両面10枚までとさせていただきます。制限以上の枚数を添付された場合は、選考をお断りする可能性がありますので、ご承知おきください。
 - ・個人が特定できる情報を伏せたうえで提出をお願いします。

5 応募・推薦の期間

郵送の場合 令和4年9月13日(火)～10月21日(金)当日消印有効

持参の場合 令和4年9月13日(火)～10月21日(金)受付時間は、平日の9時から17時まで

6 受賞団体の決定・受賞決定通知

受賞団体は、「みえの防災大賞」選考委員会において、選考基準に基づき、応募書類及び応募団体によるプレゼンテーションの内容を踏まえて、活動内容を総合的に判断し、選考します。

※本選考(プレゼンテーション)は11月下旬頃に開催予定です。具体的な日時・場所等の詳細事項については、別途当該団体に連絡します。

受賞団体は、県ホームページ等で発表するとともに、当該団体及び推薦者に連絡します。

7 選考の基準

次の基準により、選考を行います。

- (1) 活動の内容が、防災意識や防災力の向上を目的とし、自主性が読み取れる活動であること

- (2) 地域社会との交流・連携を活動の中に取り入れ、地域防災の活性化に貢献していること
- (3) 他の団体でも取組の参考になる活動であること
- (4) 1年以上の実績があり、将来においても一定期間以上続けることが可能な活動であること
- (5) 防災活動において、成果・実績を上げていること

8 表彰式

令和5年1月28日(土)に開催を予定している「みえ地震・津波対策の日シンポジウム」の席上で表彰します。

9 表彰の取り消し

被表彰者が次の項目のいずれかに該当する場合は、「みえの防災大賞」及び「みえの防災奨励賞」の表彰を取り消す場合があります。

- (1) 応募内容と実際の活動内容が、著しく異なることが判明したとき
- (2) 法令違反等、受賞がふさわしくない事由が判明したとき
- (3) その他、表彰を取り消すことが適当であると認められるとき

10 個人情報の取り扱い

提供いただいた個人情報は、代表者等への連絡のために利用し、その他の目的には使用しません。また、その個人情報は、「三重県個人情報保護条例」に基づき、適切に取り扱います。

11 応募書類の提出・お問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13 三重県防災対策部 防災企画・地域支援課 地域支援班
電話：059-224-2185 FAX：059-224-2199
E-mail：bosai@pref.mie.lg.jp